

第1回医薬品等行政評価・監視委員会の開催について

薬害肝炎全国原告団 代表 浅倉美津子

薬害肝炎全国弁護団 代表 弁護士 鈴木利廣

2020年9月28日

本日、第1回医薬品等行政評価・監視委員会が開催されます。

2008年1月15日、薬害肝炎全国原告団及び薬害肝炎全国弁護団と国とは基本合意を締結し、国は、フィブリノゲン製剤及び第IX因子製剤によるC型肝炎ウイルス感染被害者に甚大な被害が生じその被害の拡大を防止し得なかったことについての責任を認めるとともに、薬害ないし医薬品による健康被害の再発防止に最善かつ最大の努力を行うことを誓うとしました。そして、この基本合意を受けて設置された「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」は、2010年4月28日、「最終提言」を取りまとめ、薬害肝炎事件の発生及び被害拡大の経過及び原因等の実態について検証を行い、薬害の発生及び拡大を未然に防止するため、医薬品行政機関とその活動に対して監視及び評価を行う第三者監視・評価組織の創設を提言しました。

この「最終提言」から10年5か月経て、ようやく本日、第三者監視・評

価組織を実現するものとしての「医薬品等行政評価・監視委員会」が開催されることになりました。

私たちは、この新しい「医薬品等行政評価・監視委員会」が、国民の命と健康をしっかりと守ることのできる医薬品行政実現への一助となることを心から期待しています。

もっとも、「医薬品等行政評価・監視委員会」が真に薬害防止のための監視・評価活動を効果的かつ公正に行うためには、医薬品規制行政機関や医薬品企業などの利害関係者から「独立性」を保つとともに、薬害が発生する疑いのある段階又は発生後直ちに、薬害の発生又は拡大を最小限に食い止めるために情報収集、調査検討、意思決定をなすうるに十分な「機動性」を発揮できる組織及び運営形態を持っていなければなりません。そのためには、「医薬品等行政評価・監視委員会」が迅速に十分な情報提供を受け、必要とあれば外部機関に情報の調査分析を依頼するなどし、迅速かつ公正・適切な対応及び意思決定をできるようにすることなどが必要となります。

私たちは、かかる観点から、これからも委員会の活動等を注視していく所存です。

以上